

仙台市長 郡 和子 様

農地等利用最適化推進施策の
改善に関する意見書

令和元年 8 月

仙台市農業委員会
会長 佐々木 均

I 趣旨

我が国の農業・農村は、農業者の高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大や農業所得の大幅な減少による農山村の活力低下など、厳しい状況が続いています。加えて、国の米政策改革に基づく米の生産目標の配分廃止から1年が経過し、農業の基幹である稲作経営は、生産者や農業団体自らが需給見通しを踏まえた生産を行っていくなど、新たな局面を迎えています。

このような中、本市の農業・農村は広大な農地と恵まれた立地条件のもと、109万市民への食料の安定供給を目指し県下でも有数の農業産出額をあげるとともに、環境保全などの重要な役割も担ってまいりました。

今後、本市農業が持続的に発展していくためには、農業者の自助努力もさることながら、本市農政においても顕在化している諸問題の解決はもとより、新たな経済・社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向け、さらなる施策の充実・強化が必要です。

そのため、本農業委員会では、本市農業・農村の活性化の礎となる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、特に重要となる①担い手への農地利用の集積・集約、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進、④農業者への支援施策、⑤鳥獣被害対策、⑥その他の6項目について、農業者、農業団体からの意見・要望をもとに、改善すべき施策の内容を農業委員会の総意として本意見書に取りまとめました。

つきましては、本市の令和2年度の施策の立案や予算編成にあたり、特段のご配慮を賜りますとともに、農業者が生産意欲と将来に対する力強い展望を持ち、安心して農業に取り組んでいける農業政策の展開を、国・県に対し強く求めるよう要望します。

II 事項

1 担い手への農地利用の集積・集約

農業の生産性を高め競争力を強化するには、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減等、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、引き続き本農業委員会とも連携し、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 令和元年5月公布の「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」を受けた新たな農地中間管理事業について、地域毎のきめ細かな説明会の開催など、関係機関と連携して農業者にわかりやすく丁寧な事業の周知・浸透に努めること。

また、農地中間管理事業における農地の利用調整については、市域の関係機関・農業団体と協議・調整を行い、一丸となって進めること。

- (2) 機構集積協力金等の助成事業や、農地耕作条件改善事業、農地中間管理機構によるほ場整備事業など、農地集積を進めるために必要な予算の確保を国・県に働きかけること。
- (3) 今年度から始まった「人・農地プランの実質化」に向け、市内12地区で作成された当該プランが適切に実現するよう、経営意向のアンケート調査やその結果を基にした地図の作成及び地区における話し合いを農業委員会と連携して進め、地域毎の農業・農村の将来ビジョンを明確にできるよう支援すること。
- (4) 仙台東地区ほ場整備事業と名取地区ほ場整備事業により、農地の面工事が完了した東部地域や四郎丸地域においては、実行組合長が中心メンバーとなり行っている組田解消活動の成果を踏まえた上で、今後担い手と農地の結びつけのためのヒアリングに積極的に関与するなど、換地処分後、なお一層円滑に集積・集約が進むよう努めること。
- (5) 地域における用排水の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業については、参加者が年々減少し、担い手にとって大きな負担となっているだけでなく、農地集積・集約の支障にもなっている。このことから、地域の共同作業の位置付けの重要性について、日本型直接支払制度の活用推進と併せ、地域の理解・醸成に努めること。

2 遊休農地の発生防止・解消

市域内農地は市民に多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災や自然環境の形成等、多様な役割を果たしており、安定的な利活用と保全が重要である。このことから、農地の有効利用を促進するため、地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展

開できるような施策を講じるとともに、農地条件整備や担い手の育成・確保など、遊休農地の発生防止・解消のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 遊休農地の発生が加速度的に進むことが懸念されるため、中山間地域に多く点在する小区画や不整形、傾斜地等農業生産条件の不利な農地について、ほ場条件の改善につながる農地耕作条件改善事業等の積極的な活用を努めること。
- (2) JA 仙台が展開していた「とも補償事業」の個別転作の確認作業廃止に伴い、遊休農地化する可能性が高い未利用地が増加している。これらの農地の利活用を推進するため、現在、水田活用の直接支払交付金による助成が行われている転作物（麦・大豆・ソバ）以外の作物に対しても、市独自の助成金で補償する制度の創設を検討すること。
- (3) 地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度の充実を図るとともに、生産現場の実情に即し、交付申請や活動の記録・報告に係る事務手続き・各種帳票の整備をできる限り簡略化したものとするよう、国並びに関係機関等へ強く働きかけを行うこと。
併せて、農業振興地域以外（市街化区域を除く）の農地についても助成対象とするよう国へ働きかけを行うこと。
- (4) 担い手不足が遊休農地の発生原因の一つであることから、農業者及び関係機関・農業団体の話し合いのもと、地域における農業の将来の在り方と耕作する担い手を自ら考え明確化することを促すとともに、集落営農組織の法人化など、多様な担い手の育成を行うこと。

3 新規参入の促進

高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、次世代の本市農業を支える新規参入者に対する支援として、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 本市農業の長所や、新規参入の動機付けとなる支援策を市域内外の方々に幅広く情報発信するとともに、新規参入者が地域に定着できるよう施策を講じること。
- (2) 参入間もない新規参入者について、早期に経営が安定するよう、年齢に関わらず農業経営、農業技術向上のための相談などの支援を充実すること。また、青年就農者については、今後も農業次世代人材投資資金や低利融資制度の継続を国・県へ要望するとともに、農業機械・施設の整備などの市独自の助成制度を拡充し、総合的な人材育成・確保対策を講じること。

4 農業者への支援施策

本市では、米を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業をはじめ野菜、花き、畜産など、多様な農業が展開されており、今後地域農業の持続的発展を図るためには、更なる農産物の生産振興や消費及び販路拡大への支援が必要である。

また、農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進行する中で、地域農業を支える担い手の育成・確保を図るためには、新規就農者の確保とともに、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化を進めることも重要となっていることから、次の取り組みについて対応を図られたい。

- (1) 本市の基幹作物である米の生産者が、将来にわたり安定的な経営ができるような対策の構築を、国並びに関係機関等へ強く働きかけること。
- (2) 市やJAなどで調査・研究を行い、地域にあった農作物（地域特産物）の作付を提案すること。
- (3) 農業者と加工・販売の業者が連携する農商工連携の取り組みや農業者が加工販売まで行う6次産業化支援など、今後も継続して実施すること。
- (4) 生産に必要な機械・施設等の助成については、機械の種類、事業費、兼業農家への対象者拡大等、多様な助成メニューを展開すること。
- (5) 直売等の地産地消、量販店・飲食店・ホテル等での市内産農産物の利用・販路拡大のほか、市内産農産物への理解を深める学校給食等への食材提供など、市内産農産物の消費拡大を図る上で必要となる施策を今後も継続して講じること。
- (6) 親元就農は、新規参入者より就農しやすい環境にあることから、仕事として農業を選択するきっかけとなるよう、親元就農に対する支援策を充実させること。
- (7) 認定農業者が継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行うなど、支援制度の利用促進に努めること。
- (8) 女性農業者については、農業の活性化や6次産業化等を推進する上で、経営への参画をより一層促進することが必要であることから、女性農業者への様々な研修機会の充実を図るとともに、異業種連携を支援すること。
また、女性役員の数が少ない農業団体については、状況を改善するよう働きかけを行うこと。
- (9) 集落営農組織については、効率的・安定的な経営体として永続性を確保する観点から、引き続き、法人化に向けた集落内の合意形成のための継続的な支援を行うこと。

5 鳥獣被害対策

本市の西部中山間地域は、農業者の高齢化や担い手不足、ほ場条件の悪さに加え、イノシシやサルによる農作物被害の拡大などから、営農意欲の減退も顕著であり、経営規模の縮小や離農などにより、農業・農村活力の一層の低下が懸念されている。

また、東部地域においても、カラスやハクビシン等による野菜への食害が出てきているため、市全域において次の取り組みについて対応を図られたい。

- (1) イノシシやサルによる農作物等の鳥獣被害防止については、電気柵敷設等の防護対策が講じられてはいるものの、依然として被害は深刻な状況にある。関係機関と連携の上、個体数の抜本的な削減策を講じるなど、地域全体で取り組む被害防止対策の一層の強化を図り、農業者負担の軽減措置を講じること。
- (2) 鳥獣被害防止対策の助成制度の電気柵やワイヤーメッシュ柵設置、捕獲器具購入の助成率を上げるとともに十分な予算措置を講じること。また、わな用エサへの助成等、市独自の新たな制度を検討すること。
- (3) イノシシの捕獲個体の処理負担軽減策について検討すること。
- (4) イノシシによる農業用水路の掘り起しの復旧については、公共性が高いことから、農道の災害復旧工事と同等の対応をすること。

また、田の畦畔の掘り起し被害に対しての助成制度の創設を検討すること。

6 その他

- (1) 公共用地（市道法面、下水道敷地、雨水路周囲等）については、草刈りが行われず、害虫の発生など隣接農地に悪影響を及ぼしている場合が多々見受けられることから、適切な管理を行うこと。
- (2) 新たな農業委員会の体制を強化するにあたり、農地行政に必要な知識や経験を有する事務局職員の育成・確保に協力するよう努めること。